

八千代市新型インフルエンザ等 対策行動計画概要

平成26年9月

八千代市

I 八千代市新型インフルエンザ等対策行動計画について

これまでの経緯

平成 21 年 4 月	新型インフルエンザ(A/H1N1)発生
平成 21 年 5 月	八千代市新型インフルエンザ対応方針
平成 21 年 11 月	八千代市新型インフルエンザ行動計画
平成 24 年 5 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法公布
平成 25 年 4 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
平成 25 年 4 月	八千代市新型インフルエンザ等対策本部条例施行
平成 25 年 6 月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画
平成 25 年 6 月	新型インフルエンザ等対策ガイドライン
平成 25 年 11 月	千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画

＜八千代市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成＞
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、市行動計画を作成し、国、県、事業者等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

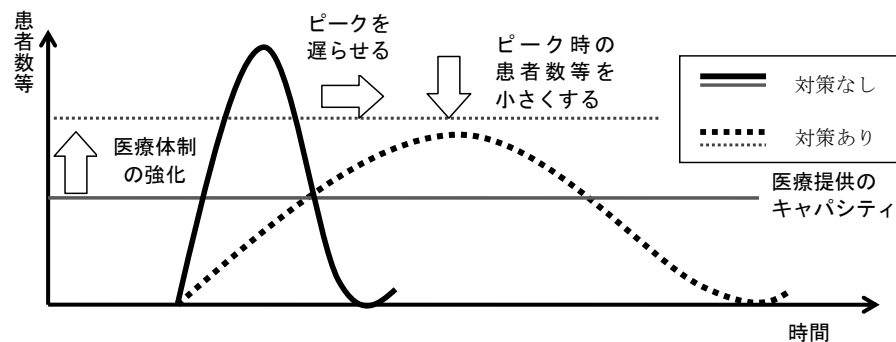
対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

【対策効果の概念図】



参考:被害想定

- 発病率 市人口の約 25%
- 医療機関受診者数 約 19,000 人～約 37,000 人
- 死亡者数 約 240 人～約 950 人
- 従業員の欠勤率最大 40%程度
(ピーク時の約 2 週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の医療体制等を考慮していない

Ⅱ 従来計画との比較

- 特措法に基づき政府行動計画、千葉県行動計画の内容を踏まえて作成
- 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示した

項目	新	旧
対策本部の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生した場合、市危機警戒本部を設置。 ・政府が緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部に移行。 ・条例で規定の「八千代市新型インフルエンザ等対策本部」へ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・八千代市新型インフルエンザ対応方針で規定の「八千代市新型インフルエンザ対策実施本部」。
対象となる感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザだけでなく、全国的かつ急速まん延のおそれのある新感染症も対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザのみ。
感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による緊急事態宣言。 ・知事が外出自粛や施設の使用制限の要請等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛や施設の使用制限は市が要請。
医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センターに相談後、帰国者・接触者外来を受診する。 ・患者数が増加した場合は、県の要請により、一般の医療機関を受診する体制に切り替える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱相談センターに相談し、発熱外来を受診。
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種(医療従事者や生活・経済の安定に寄与する業務等を行う事業者等が対象)を法定化。 ・市は、住民接種(市民が対象)を実施。集団接種を基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な基準等はなし。

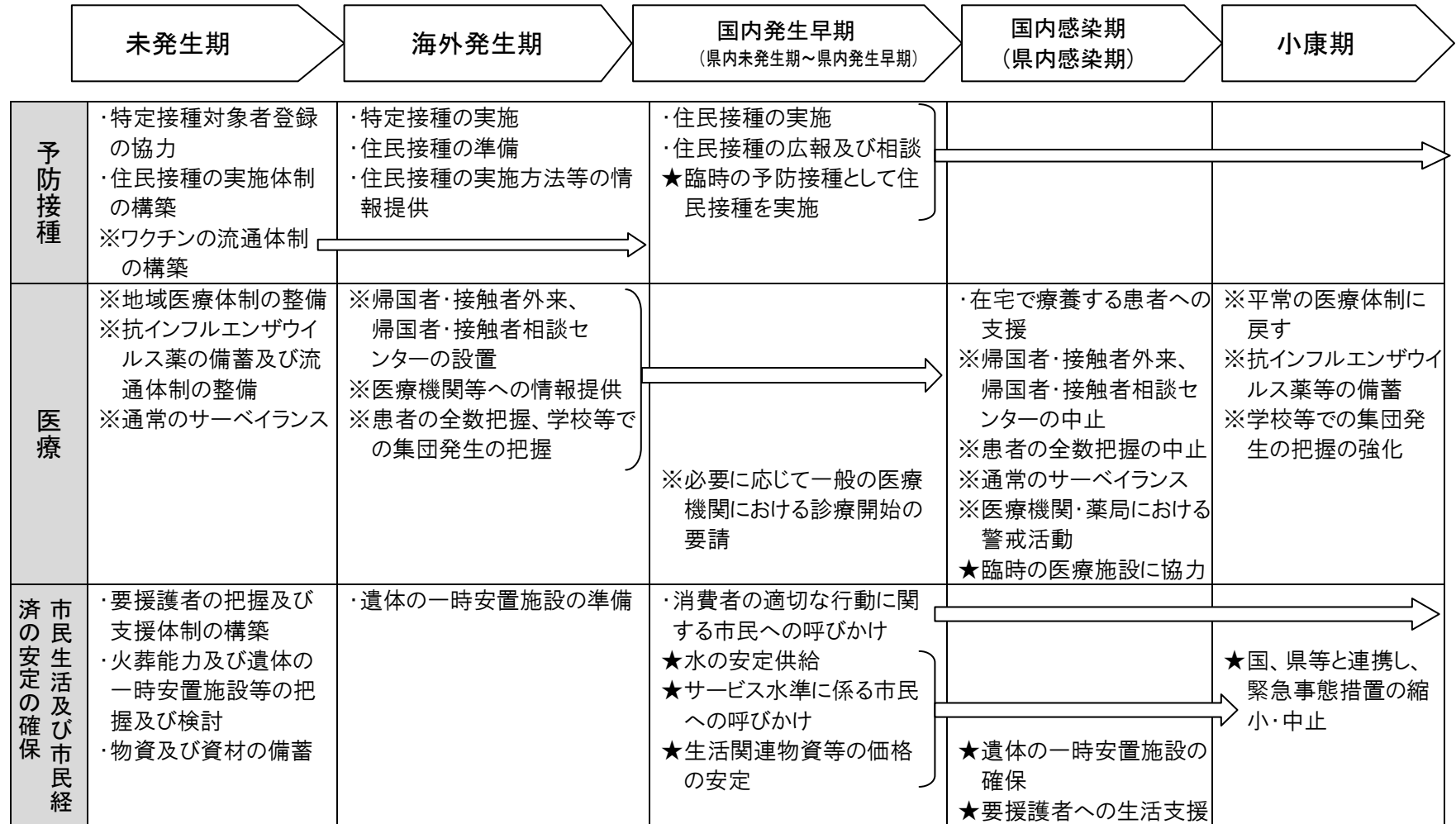
Ⅲ 発生段階ごとの対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 発生した場合の対応等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報収集と情報提供 市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 ★政府は必要に応じて緊急事態宣言を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の評価 社会・経済活動の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の策定 国、県、他市町村等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ※政府対策本部設置 ※県対策本部設置 ※基本的対処方針の発表 市危機警戒本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ★市対策本部に移行 対策に関する情報収集及び周知等 	<ul style="list-style-type: none"> ★他の地方公共団体による代行、応援等 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態解除宣言が行われた場合は、市対策本部を廃止 対策の評価と見直し
情報提供 ・共有	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な情報提供 相談窓口等の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な情報提供 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況や対策等について情報提供 相談窓口の充実及び強化 		<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた情報提供と注意喚起 相談窓口の縮小
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人の感染対策の普及 地域、職場における感染対策の周知 水際対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の感染対策の実施 地域、職場における感染対策の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ★県が不要な外出自粛要請 ★県が施設の使用制限要請 		<ul style="list-style-type: none"> 渡航者等への情報提供と注意喚起

(注)段階は目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する

★緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

※国、県が実施する対策



(注)段階は目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する

★緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

※国、県が実施する対策